

きる。

(標識の掲示に関する経過措置)

第十七条 新保険業法第二百七十二条の八第二項の規定は、この法律の施行の際現に同条第一項に規定する標識又はこれに類似する標識を掲示している者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

(保険会社の更生計画に関する経過措置)

第十八条 第三条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「新更生特例法」という。）第四百四十五条の規定は、平成十八年四月一日以後に保険会社（新更生特例法第二条第五項に規定する保険会社をいう。以下この条において同じ。）について更生手続開始の申立てがあつた事件について適用し、同日前に保険会社について更生手続開始の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

(罰則)

第十九条 附則第三条第一項の規定による届出書及び同条第二項の規定により添付すべき書類を提出せず、

又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第二十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項ただし書中「保険業を営む会社が」を「保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）が」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第二十一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四十九第一項第二号中「。第十二条第二項第三号二において同じ」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）

第十一条の四十九第二項第一号中「若しくは第二号」を「から第二号の二までに改める。

第十一条の五十第一項中「前条第一項第一号」の下に「及び第二号の二」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十二条第二項第三号二中「保険会社及び保険業を行う外国の」を「第十一条の四十九第一項第一号から第二号の二までに掲げる」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十二条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第二項中「第二百七十五条第一項（第一号及び第三号を除く。）」を「第二百七十五条

第一項第二号」に、「所属保険会社」を「所属保険会社等」に、「権限の明示」を「顧客に対する説明」

に、「第三百七条第一項（第一号及び第二号を除く。）」を「第三百七条第一項第三号」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第二十三条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(次項第七号において「少額短期保険業者」という。)

第四条の四第二項第七号イ及びハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

(相続税法の一部改正)

第二十四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「保険会社」の下に「保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者及び」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第二十五条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の十七第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。）

第五十四条の十七第二項第七号イ中「又は保険業を営む外国の会社」を「少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」に改め、同号ハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二十六条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）

第十三条の二第四項第七号イ中「又は保険業を営む外国の会社」を「少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」に改め、同号ハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

第十六条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 少額短期保険業者

第十六条の四第一項第十号口中「及び保険業を営む外国の会社」を「少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の五第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(次項第七号において「少額短期保険業者」という。)

第五十八条の五第二項第七号イ及びハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第二十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号中(土)を(丑)とし、(十)を(土)とし、(九)を(十)とし、(八)を(九)とし、(七)の次に次のように加える。

(ハ) 保険業法第二百七十二条第一項（登録）の少額短期保険業者の登録	登録件数 一件につき十 五万円
------------------------------------	--------------------

（銀行法の一部改正）

第二十九条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）

第十六条の二第二項第七号イ中「又は保険業を営む外国の会社」を「少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」に改め、同号ハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

第五十二条の二十三第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 少額短期保険業者

第五十二条の二十三第一項第十号ロ中「及び保険業を営む外国の会社」を「少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社」に改める。

（地価税法の一部改正）

第三十条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号イ中「外国相互会社」の下に「で政令で定めるもの」を加える。

（金融庁設置法の一部改正）

第三十一条 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号ホ中「生命保険業又は損害保険業を営む」を「保険業を行う」に改める。

（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の一部改正）

第三十二条 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「同法第二条第二十項に規定する所属保険会社」を「同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）

第三十三条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成

十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者

(内閣府令への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この附則の規定による認可又は承認に関する申請の手續、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第三十六条 内閣総理大臣は、この附則による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財

務局長又は財務支局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三十八条 政府は、この法律の施行後三年以内に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び生命保険契約者保護機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、生命保険契約者保護機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、再保険を保険会社に付して行う業務その他の少額短期保険業者の業務の状況、保険会社が引き受ける保険の多様化の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。